

令和8年3月第197回定例 農業委員会総会議事録

令和8年3月10日(火)

3階 特別会議室1

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第779号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議題780号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第781号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第782号 事業計画変更の承認申請について  
議第783号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第476号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第477号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

- 事務局長 委員の皆様ご苦労様です。  
それでは早速ですが定刻となりましたので、令和8年3月第197回定例総会の開会をお願い致します。  
また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので  
●●会長よろしく申し上げます。
- 議長 本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。
- 議長 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。  
本日の現在出席委員 24名、全員が出席しております。  
会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、3月総会が成立していることを報告いたします。  
それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和8年3月第197回定例総会を、ただ今から開催します。
- 議長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、  
16番●●●●委員  
19番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。
- 議長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。  
議第779号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。
- 事務局 議第779号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,963㎡、水荃町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,374㎡、水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,062㎡、水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,051㎡、世帯の経営面積、渡人74.5アール、受人14,358.8アールで今回の申請面積を合わせますと14,433.3アールとなります。渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積476㎡、世帯の経営面積、渡人4.8アール、受人14,358.8アールで今回、番号1と番号2の申請面積を合わせますと14,438.1アールとなります。渡人につきましては、末広町●●番地、●●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由は管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、野村町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積576㎡、世帯の経営面積、渡人0アール、受人645.2アールで今回の申請面積を合わせますと651アールとなります。渡人につきましては、広島県広島市南楠那町●●番●●号、●●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、規模拡大でございます。

番号4、土地の所在地、中小森町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,107㎡、世帯の経営面積、渡人80.7アール、受人80.7アールで同じ世帯であるため経営面積は変わりません。渡人につきましては、中小森町●●番地、●●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地、●●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号5、土地の所在地、東横関町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,400㎡、世帯の経営面積、渡人14アール、受人10,033アールで今回の申請面積を合わせますと10,047アールとなります。渡人につきましては、守山市守山●丁目●番●号、

●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相続財産清算、譲受理由につきましては、従来より耕作、規模拡大でございます。

番号6、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積291㎡、世帯の経営面積、渡人4.3アール、受人275.5アールで今回の申請面積を合わせますと278.4アールとなります。渡人につきましては、千葉県流山市江戸川台西●丁目●●番地、●●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大、隣接農地と一体利用でございます。

番号7、土地の所在地、西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積794㎡、末広町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,850㎡、末広町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積4,104㎡、世帯の経営面積、渡人87.5アール、受人89.8アールで今回の申請面積を合わせますと177.3アールとなります。渡人につきましては、大阪市福島区福島●丁目●●番●●-●●号、●●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、従来より耕作でございます。

番号8、土地の所在地、金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,608㎡、世帯の経営面積、渡人292.9アール、受人60.6アールで今回の申請面積を合わせますと86.7アールとなります。渡人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●●、受人につきましては、北之庄町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号9、土地の所在地、西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積89㎡、西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積76㎡、世帯の経営面積、渡人2.8アール、受人319.3アールで今回の申請面積を合わせますと319.5アールとなります。渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●●、受人につきましては、西庄町●●●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきまし

ては、相手方の要望でございます。

番号10、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,111㎡、世帯の経営面積、渡人22.1アール、受人576.9アールで今回の申請面積を合わせますと598アールとなります。渡人につきましては、丸の内町●番地●●、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、従来より耕作でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いします。  
質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。  
議第779号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 780 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 781 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第780号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、船木町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積35㎡、申請人につきましては、船木町●●番地、●●●●、申請地は、船木町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、物置敷地で、現地は昭和52年頃に造成され、物置として利用されていまして。今回相続を受け、土地の整理をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、野村町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積396㎡、申請人につきましては、野村町●●番地●、●●●●、申請地は、野村町地先の農地で、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、現地は昭和40年頃に造成され、住宅敷地として既に利用されています。今回、住宅を新築するにあたり土地を調べたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。第1種農地は、原則、転用は認められませんが、申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、例外的に認められるものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、馬淵町●●番●、登記地目、畑、現況

地目、雑種地、申請面積56㎡、申請人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、申請地は、馬淵町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に馬淵小学校、馬淵こども園の教育施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、進入路で、時期は不明であります。既に造成されている状態です。今回、近隣の方から、そのままの状態で譲ってほしいとお願いされたところ、当該地が、転用許可を得ていないことが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、末広町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積329㎡、申請人につきましては、大阪府福島区福島●丁目●●番●●一●●号、●●●●、申請地は、末広町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、昭和55年頃に造成され、駐車場として利用されています。今回相続を受け、土地の整理をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第781号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、東横関町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積363㎡、渡人につきましては、池田本町●●番地●、●●●●、同じく東横関町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積416㎡、渡人につきましては、東横関町●●番地、●●●●、同じく東横関町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積148㎡、渡人につきましては、東横関町●●番地、●●●●、以上3筆、927㎡の受人につきましては、大阪府茨木市東福井●丁目●●番●●号、●●●●、申請地は、東横関町の集落

内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は、露天駐車場で、前回の転用許可後、地権者から買ってほしいとの要望があり、駐車場の拡張をされるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、東川町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積575㎡、渡人につきましては、東川町●●番地、●●●●、受人につきましては、堀上町●●番地●、●●号、●●●●、申請地は、東川町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は、自己用住宅です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、金剛寺町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積19㎡、金剛寺町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積387㎡、金剛寺町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積144㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、西本郷町●●番地●、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に金田小学校、金田幼稚園の教育施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地近くの受人事業所の駐車場として利用される予定です。一部てん末ではありますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積93㎡、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積509㎡、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積6.61㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、西庄町●●番地、●●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に●●●●学園、●●●●こども園の教育施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地に隣接する受人

の駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 780 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 781 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、13番 ●●●●委員、よろしくお願いいたします。

委 員

2月27日に、議第 780 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第781号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、16番 ●●●●委員、18番 ●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

全て、てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

全て、周辺に農地が無いことから、問題はないと考えます。

第4条許可申請4件、第5条許可申請4件、計8件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長

それでは次に、議第 782 号 事業計画変更の承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第782号、事業計画変更の承認申請について、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定により、農地転用許可がされた農地について、次のとおり会長あて申請があったので、審議を求める。令和8年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、西生来町●●番の一部、申請面積2,038㎡の内750㎡、申請人につきましては、野洲市八夫●●番地●、●●●●、今回の変更については、当初の計画期間、令和7年4月10日から令和8年2月28日までとなっていましたが、令和7年4月10日から令和8年5月29日までと期間を延長されるものです。理由につきましては、河川工事の進捗状況に変更があったためでございます。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員

(特になしの声)

議長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 782 号 事業計画変更の承認申請については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは次に

議第 783 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第783号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和8年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回は、地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件が8P～20Pの358件、耕作者の変更が21P～24Pの77件、権利の移転が25P～29Pの147件、こちらは、個人が法人化に伴い自身の法人に移転するものと、親子間の事業継承のことです。最後に農地中間管理機構を通じた所有権移転が30ページに記載の15件です。

なお、本件につきましては、かなりの件数です。番号1についてのみ紹介させていただきます。

一括方式の番号1、権利の設定をする者、●●●●、野村町●●番地、権利の設定をする土地、水荃町●●番、田、1,047㎡、設定する権利、賃借権、水田、令和8年5月1日から令和18年12月31日までの10年8ヶ月、借賃につきましては10アール当たり10,000円、権利の設定を受ける者については、●●●●●、野村町●●番地●●でございます。

耕作者変更の番号1、権利の設定を受ける者、●●●●●、野村町●●番地●●、設定をする土地、水荃町●●、田、1,560㎡、設定する権利、賃借権、水田、令和8年5月1日から令和13年12月31日までの5年8ヶ月、借賃につきましては10アール当たり10,000円です。

権利の移転の番号1、権利を移転する者、●●●●●、浅小井町●●番地、権利を移転する土地、安土町常楽寺●●番、田、4,265㎡、移転する権利、賃借権、水田、令和8年5月1日から令和18年12月31日までの10年8ヶ月、借賃につきましては10アール当たり10,000円、権利の移転を受ける者、●●●●●、浅小井町●●番地でございます。

最後に所有権移転の番号1、所有権を移転する者、●●●●、米原市上野●●番地、所有権を移転する土地、土田町●●番、田、3,024㎡、中間管理機構に移転する所有権については、所有権の移転時期、令和8年5月14日、対価の支払期限、令和8年5月14日、引渡の時期、令和8年5月14日、中間管理機構への対価については、6,212,000円です。中間管理機構から(丙)●●●●さんに移転する所有権、所有権移転の時期、令和8年5月14日、対価の支払期限、令和8年5月13日、引渡の時期、令和8年5月14日、対価につきましては、6,306,200円です。中間管理機構から所有権の移転を受ける者については、●●、土田町●●番地でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 お尋ねします。8ページの一括方式の中で、番号1から番号20まで●●●●さんから●●●●さんに権利を設定されますが、それまでに交換とか何か経過があったのか。

事務局 ●●委員に補足もお願いしたいのですが、野村町につきましては、分散された農地を纏めていこうという動きがございまして、それぞれ離れた農地を集約されている中の一貫として権利移転があったと思っております。

委員 今まで●●●●が耕作していたところを、農地を集約する関係で●●●●が耕作する、それぞれ同面積を交換しています。

委員 今回挙がっているものはそれらの一部ということですか。

委員 そう理解いただいて結構です。

委員 所有権移転ですが、買い手と売り手があって出てきているのか。片方だけでは中間管理機構は入らないと理解していいのか。

事務局 中間管理機構が間に入っただけの売買、中間管理機構が入らなければ農地法3条になります。

委員 滋賀県だけがこういうやり方なのか。他府県では中間管理機構が買い取るというようなことはありますか。

事務局 他府県ではそのようなこともあるとは聞いておりますが、滋賀県の中間管理機構につきましては、賃貸借にしても所有権移転にしても、既に相手が決まっていなくて借受をされないということで決められておられます。本来、●●委員の言われるように、斡旋もしていただきたいところかなと思っております。

委員 確認ですが、22ページ、耕作者変更ですが、番号27から●●●とありますが、●●●●の子会社と言いますか、今までは作業受委託だけをされていたと聞きました。今後、権利を受けて自らしていくということだと思いますが、前からもこういうケースはあったのですか。

事務局 ●●●●さんですが、近江八幡市では初めてで、安養寺の集落営農でされていた農地を今回借りられるということですが、東近江の方ではされているようなことを伺っています。

委員 ある一定の纏まった農地であれば●●●●さんは受けてくれる、今地域では集落営農組織がなかなか成り立たず万歳しているところもありますが、そういうところについて、ある程度の規模なら●●●●は請負ってくれる可能性があると考えていいのか。

事務局 ●●●●の現状が分かりませんが、基本的にはいけるとは思いますが、聞いている話によると、一杯一杯かなと、体制を整えていかないと難しいのかなと思っております。

議長 ●●の立場から言いますと、●●●●は元々●●●●の子会社として設立されておまして、中山間の方、日野町や永源寺を中心に作業受委託という形で始まっていますが、これから●●●●を充実させていきたいということで、これからはこういう形が増

えてくるのかなと希望をもっています。

委員 26ページ、27ページに物納とありますが、聞いている話では、基本、物納はダメだと聞いていますが、物納はいいのですか。

事務局 今回の案件は全くの新規ではなく、同じ経営体でお父さんから息子さんに名義を変えられるだけというところで、元々の設定は、物納がダメだという以前にされていたものを耕作者の名前を変えるだけの権利の移転ということで、それについては前に契約したものがあるので、物納を認めていく方向で、全くの新規について物納は認められません。

委員 その説明でいくと、更新した時は物納でできると聞こえますが。

事務局 更新になりますと、いったん切れますので新たな契約という意味合いになってきますので、更新と便宜上言っはいますが、一からの契約ということになりますので認めないということです。

議長 他にございませんか。  
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第783号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは、次に報告第476号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第477号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第476号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。  
農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条

の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。

令和8年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1，土地の表示、安土町常楽寺●●番●、田、642㎡、受理日及び受理番号、令和8年2月16日、514番、渡人につきましては、兵庫県明石市桜町●●番●●号、●●号、●●●●、受人につきましては、安土町常楽寺●●番地●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。

続きまして報告第477号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和8年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、今回は賃貸借契約解除が20件、使用貸借契約解除が2件、合計22件ございました。

2、自己の農業用施設、2アール未満に供する農地転用の届出について、①安土町下豊浦●●番の一部、畑、415㎡の内195㎡を農業用倉庫、届出人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、令和8年2月17日受理でございます。

3、公共工事における農地転用について、①県営かんがい排水事業津田内湖2地区における農地の転用について協議がございました。協議者につきましては、津田内湖土地改良区、理事長、●●●●、協議地、津田町●●番●、目的につきましては、除塵機施工に伴う排水路からの除塵、草、不用品等を一時ストックするストックヤード設置並びにホイールローダー機械、資材置場のための恒久転用でございます。

以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第476号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第477号その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告

議 長

案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 197 回定例農業委員会総会を閉会しま  
す。

閉会 午後2時14分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員